

パブリック
コメント
【検討結果】

寄せられた意見の概要や
市の検討結果をお知らせします

下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。詳細は、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市庁舎でご覧になれます。

事案名 西東京市障害者基本計画 ▶障害福祉課(保)042-438-4033	
【公表日】3月15日 【募集期間】12月15日～1月14日 【意見件数】23件(2人)	
お寄せいただいた主な意見	検討結果
本計画は、市が掲げる「健康応援都市」を実現する上で重要な計画の一つだと考える。計画の改定および各事業の推進に当たっては、他の関連施策や各計画との整合を意識し、進めてほしい。(3件)	本計画は、「西東京市総合計画」をはじめ、「西東京市地域福祉計画」「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「健康づくり推進プラン」「子育て・子育てワイワイプラン」などの関連計画と連携を図り、施策・事業を進めていきます。
通年実施の手話講座を充実させ、小中学生が家族や地域の高齢者と手話でコミュニケーションをとることができることや、難聴の人同士が手話クラブを作り、コミュニケーションが活発になることなどを目標してほしい。	コミュニケーション体制の充実のために、本市では、初級クラス、中級クラス、上級クラス、通訳養成クラス、試験対策クラスを各1年間、計5年間かけて手話通訳者の養成を行っております。また、初心者を対象としたミニ手話講座(計5回)も併せて実施してきました。いただいたご意見を踏まえて、引き続きコミュニケーション体制の充実に取り組んでいきます。
国や東京都の施策や政策の動向も考慮し、西東京市で市民に求められている施策は何なのかを考え、障害者が暮らしやすい街づくりを実現してほしい。	計画の改定に当たっては、国の「第4次障害者基本計画」、東京都「障害者・障害児施策推進計画」において示されている基本理念や考え方を踏まえて行います。また、西東京市では、障害者サポーター養成講座や、障害者サポーター店舗用ステッカーの配布により、障害者理解の普及啓発に努め、障害のある人が暮らしやすい街づくりを推進していきます。
障害や障害のある人を理解し、「共生社会」を実現するために、一般市民をはじめ、専門家、議員、市職員などあらゆる人を対象とした、障害や障害者について学び、体験する機会を設けてほしい。	これまで、市民まつり、障害者週間イベントなどにおいて、共生社会を実現するために障害や障害のある人への理解の啓発活動を実施してきました。いただいたご意見を踏まえて、引き続き障害や障害のある人への理解の啓発活動に取り組んでいきます。

事案名 第4期西東京市地域福祉計画 ▶生活福祉課(保)042-438-4024	
【公表日】3月15日 【募集期間】12月15日～1月14日 【意見件数】3件(1人)	
お寄せいただいた主な意見	検討結果
計画策定の過程で多数者に隠れがちな立場にある人々の思いをすくい上げる場を丁寧に作ってほしい。	第4期地域福祉計画の策定に当たっては、当事者団体や支援団体など市内のさまざまな分野で活動する事業者や団体にアンケート調査やヒアリング調査を行ってきました。
こういう地域を作りたいという総論に人々を合わせる地域づくりとともに、個別の人を支えることから地域共通の課題を抽出し、地域を支えるコミュニティソーシャルワークの視点を持ってほしい。	これまで、ほっとするまちネットワークシステム事業やささえあいネットワーク事業などを通じ、個別課題を通じて見えてくる地域共通の課題を抽出し地域づくりに反映させる取り組みを実施してきました。今後も、一人ひとりに寄り添った地域づくりの視点を欠くことなく、施策を進めていきます。
地域福祉コーディネーター事業には、簡単に統合できない特質がある。	第4期地域福祉計画の策定に当たっては、西東京市保健福祉審議会に諮問を行い、ネットワークの構築を目的とした事業について、市民にとって分かりやすいシステムを構築すること、または各事業間の連携を進めることで、各事業の効果をより高めていくための仕組みづくりに取り組むことについて、検討を行い反映させるべき旨の答申をいただいています。整理に当たっては、各事業の性質・特徴やこれまでの取り組みを検討し、各事業の特性を生かしつつ、より効果的で市民にとって分かりやすい仕組みづくりに取り組んでいきます。

事案名 西東京市地域防災計画修正(素案) ▶危機管理室(保)042-438-4010	
【公表日】3月15日 【募集期間】1月4日～2月3日 【意見件数】15件(2人)	
お寄せいただいた主な意見	検討結果
浸水予測区域図は完成後16年を経過していることから東京都に対して見直しに関する要望をしたほうがいいのか。	東京都に見直しの要望をし、順次見直しが進められています。
これまでの自助・共助の内容に加え、地域住民の自主性を伸ばすための予算的支援が必要。	引き続き防災講話の実施、自主防災市民組織への補助など、自助・共助を推進し地域防災力の向上に努めます。
避難所は、屋内避難だけでなく、それ以外の避難方法も検討する必要がある。	一時的に避難する場所として、屋外の避難広場、避難場所を指定し、一時的な生活の場として避難施設を設けています。東京都の取組みを踏まえ、対応を検討します。
体育館の避難ではスフィア基準を目指す」と明記してほしい。	国や東京都の計画反映状況に注視し、対応を検討します。

事案名 産業振興マスタープラン(後期計画編)(素案) ▶産業振興課(保)042-438-4041	
【公表日】3月15日 【募集期間】1月4日～2月3日 【意見件数】7件(3人)	
お寄せいただいた主な意見	検討結果
【計画全体】「健康」応援都市として、産業や経済活動が、どのように市内で循環等を生み出していくのか見える化してほしい。	後期計画については、4つの取り組みの方向性をまちづくりの視点で整理しました。進行管理においては、できる限り数値に基づく実績検証を図っていきます。
【他部署との連携】関連他課が定める各種計画との連携が不十分に感じる。産業の観点から、まちづくりおよび産業の振興を図るべきではないか。	西東京市第2次総合計画を上位計画として、関連する分野の計画と整合性や連携を図りつつ、産業の振興に取り組んでいきます。

事案名 史跡下野谷遺跡整備基本計画(素案) ▶社会教育課(保)042-438-4079	
【公表日】3月15日 【募集期間】1月16日～2月15日 【意見件数】14件(4人)	
お寄せいただいた主な意見	検討結果
遺跡という「難しいもの」というイメージがあるので、もっと身近に感じられるような整備してほしい。	エントランスゾーン・体験ゾーン・集落復元ゾーン・みどりのゾーンに分け、史跡の価値や魅力を解説するとともに、縄文文化を体験・体感・体得できる整備を行います。
トイレについては、場所とともに安全性やデザインについての検討が必要である。	トイレについては、場所の変更を含め、安全性や利用しやすさなどのほか、史跡と調和したデザインとすることを検討します。
夜間の安全確保のため、監視システムなどの対策を検討する必要がある。	街灯の設置や防犯対策など夜間の安全性に配慮した内容としていくとともに、利用ルールの周知・徹底など運用面の対策について検討します。
下野谷遺跡から近接した場所で縄文土器などの出土品が見られるようにしてほしい。(2件)	史跡に近接した場所での展示会やその他の暫定的な対応策も含めて短期計画の中で検討します。
公有地化の拡大に伴う飛び地状となる史跡用地について、景観や安全性の面から、ミニ下野谷遺跡公園化するなどの活用をしてはどうか。	飛び地状となる史跡用地に関しては、周辺の住環境に悪影響を及ぼすことのないよう管理を徹底します。また、近隣住民のプライバシーに配慮しつつ、史跡としての活用を検討します。

固定資産税の減額 ▶資産税課(田)042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

- 減額分 2分の1(住宅面積120㎡^{※c})
- 減額要件 ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●1戸当たりの工事費用が50万円超
- 必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
- ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修

- 減額分 3分の1(住宅面積100㎡^{※c})
- 減額要件 ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
- 必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申

告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真^{※d})と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類 ※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

- 減額分 3分の1(住宅面積120㎡^{※c})
- 減額要件 ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
- 必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)